

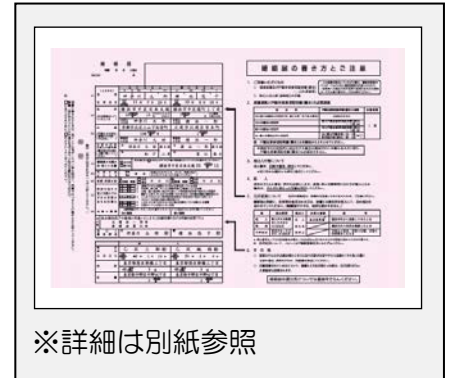
広告募集案内【定数制】
(広告付物品提供募集仕様書)

広告付の婚姻届の書き方を提供して下さる事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	広告付「婚姻届の書き方」	
内 容	婚姻届を記入する際の書き方見本及び注意事項等を説明する案内書を本市が指定する内容でデータを作成し、印刷物を納品してください。	
規格	サイズ	297mm×420mm (A3)
	仕様等	1 紙色：ピンク(両面)の透けない用紙 2 色数：1色(黒文字) 3 折り：長辺を半分に二つ折り 4 その他：別紙参照(原稿の文字の修正あり)
募 集 数	57,200 枚	
配布期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	
配布方法 (対象者・場所等)	18 区戸籍課及び行政サービスコーナーにおいてラック等に置き、希望者へ配布	
納入期限	令和3年3月31日(火)までとします。	
納入方法	各区役所戸籍課戸籍担当(18か所)及び各行政サービスコーナー(9か所)へ納品(【別表】納入場所一覧)	
備 考	表面データの文書校正、確認は本市が行いますので、別途指定する期日までに広告面を含む印刷データをご提出ください。	

▼表紙画像：前回(令和2年4月)発行分



■広告内容

掲載場所	スペース(縦×横)	枠数	色数
婚姻届の書き方(A3) 裏面のうち右A4サイズ相当分	297mm×210mm程度	1枠(4枠程度まで分割可)	任意 (カラーも可)

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。
広告は次に掲げる業種・事業者に限定します。

- ・結婚式場
- ・ギフト(進物、引き出物)
- ・生花店
- ・旅行代理店
- ・ジュエリー(宝石、貴金属)
- ・フォトスタジオ
- ・ブライダル情報誌出版社
- ・不動産事業者

裏面あり

■原稿の制作等

広告原稿提出締切	事業者選定後に調整
----------	-----------

- ※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ※ 物品等の製作前に広告主審査及び原稿内容の審査を受けてください。
- ※ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申込み

申込条件	広告代理店のほか、広告主自らの申込みも可能です。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
申込方法	申込書（別紙）をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。 同日内に複数のお申込があった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。）
募集開始日	令和2年11月30日（月）
申込期間	令和2年11月30日（月）～令和2年12月14日（月）
申込先	（担当課名）横浜市市民局窓口サービス課 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 （TEL/FAX）TEL 045-671-2176 / FAX 045-664-5295 （Eメール） sh-madoguchi@city.yokohama.jp

別表

納入場所一覧（広告付「婚姻届の書き方」）

納入場所	所在地	連絡先	希望枚数
横浜市鶴見区役所戸籍課	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	045-510-1702	6,000
横浜市神奈川区役所戸籍課	神奈川区広台太田町3番地8	045-411-7031	2,500
横浜市西区役所戸籍課	西区中央一丁目5番10号	045-320-8332	1,500
横浜市中区役所戸籍課	中区日本大通35番地	045-224-8291	2,500
横浜南区役所戸籍課	南区浦舟町二丁目33番地	045-341-1115	2,000
横浜市港南区役所戸籍課	港南区港南四丁目2番10号	045-847-8331	1,500
横浜市保土ヶ谷区役所戸籍課	保土ヶ谷区川辺町2番地9	045-334-6231	1,000
横浜市旭区役所戸籍課	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	045-954-6031	4,000
横浜市磯子区役所戸籍課	磯子区磯子三丁目5番1号	045-750-2341	1,000
横浜市金沢区役所戸籍課	金沢区泥亀二丁目9番1号	045-788-7732	1,900
横浜市港北区役所戸籍課	港北区大豆戸町26番地1	045-540-2250	7,500
横浜市緑区役所戸籍課	緑区寺山町118番地	045-930-2247	2,500
横浜市青葉区役所戸籍課	青葉区市ヶ尾町31番地4	045-978-2225	5,000
横浜市都筑区役所戸籍課	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	045-948-2252	2,500
横浜市戸塚区役所戸籍課	戸塚区戸塚町16番地17	045-866-8331	3,500
横浜市栄区役所戸籍課	栄区桂町303番地19	045-894-8340	1,000
横浜市泉区役所戸籍課	和泉中央北五丁目1番1号	045-800-2343	1,000
横浜市瀬谷区役所戸籍課	瀬谷区二ツ橋町190番地	045-367-5641	1,500
横浜市鶴見駅西口行政サービスコーナー	鶴見区豊岡町2番地20	045-586-0975	1,000
横浜市横浜駅行政サービスコーナー	西区高島二丁目25番5号	045-453-2525	4,000
横浜市上大岡駅行政サービスコーナー	港南区上大岡西一丁目9番B-1号	045-848-0171	800
横浜市港南台行政サービスコーナー	港南区港南台三丁目3番1号	045-835-2664	400
横浜市二俣川駅行政サービスコーナー	旭区二俣川1-3-2 二俣川相鉄ライフ4階	045-366-6615	500
横浜市新横浜駅行政サービスコーナー	港北区新横浜二丁目100番	045-475-1301	500
横浜市日吉駅行政サービスコーナー	港北区日吉二丁目1番1号	045-565-0013	500
横浜市あざみ野駅行政サービスコーナー	青葉区あざみ野二丁目1番4号	045-903-8291	500
横浜市東戸塚駅行政サービスコーナー	戸塚区品濃町692番地	045-825-4994	600
合計			57,200

婚姻届

令和 年 月 日届出
(届出先) 長

	夫 になる 人		妻 になる 人	
(よみかた)	か な がわ た ろう	よこ はま はな こ		
(1) 氏 名	神奈川 太 郎	横 浜 花 子		
生 年 月 日	昭和 平成 12 年 7 月 24 日	昭和 平成 14 年 9 月 16 日		
(2) 住 所 (住民登録をして いるところ)	横浜市 中区 日本大通 35番 15号 ○○マンション B-104	横浜市 中区 港町 1丁目 1番 号 8棟 504号		
本 籍	京都市 北区 小山下 初音町 138番 8	川崎市 川崎区 宮本町 1番		
(3) (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者 の氏名 神奈川 大 助	筆頭者 の氏名 横 浜 一 郎		
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 (養父母はその他 の欄に書いてく ださい)	父 神奈川 大 助 続き柄 母 和 子 二 男	父 横 浜 一 郎 続き柄 母 富 江 長 女		
(4) 婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍(左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 東京都 ●●区○○町1丁目1番			
(5) 同 居 を 始 め た と き	昭和・平成・令和 年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)			
(6) 初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (死別 昭和・平成・令和 年 月 日) 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (死別 昭和・平成・令和 年 月 日)			
(7) 同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者 数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々 または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(8) 夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年…4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業			
そ の 他	長女横浜花子の婚姻に同意いたします。(20歳未満の方だけ同意が必要です) 父 横 浜 一 郎 ㊟ 母 横 浜 富 江 ㊟			
届 出 人 署 名 押 印	夫 神奈川 太 郎 ㊟	妻 横 浜 花 子 ㊟		

注 届書に書き込むときは、黒インクか黒ボールペン等を使用し、楷書ではっきりと戸籍のとおり記入してください。
鉛筆・消えやすいインクや消えるボールペンなどで書かないでください。
□にあてはまるものに、☑のようにしるしをつけてください。

捨印(届出人双方の印を一つずつ押してください。)

	証 人	
署 押 名 印	乙 沢 三 郎 ㊟	乙 沢 桃 枝 ㊟
生 年 月 日	大正 昭和 平成 47 年 1 月 15 日	大正 昭和 平成 52 年 3 月 3 日
住 所	東京都港区新橋三丁目 40番 3号	東京都港区新橋三丁目 40番 3号
本 籍	東京都中野区中野四丁目 2番	東京都中野区中野四丁目 2番

婚姻届の書き方とご注意

1. ご持参いただくもの

- 婚姻届書及び戸籍全部事項証明書(謄本) ……(2の表参照)
- 届出人(夫と妻[婚前])の印鑑

・この届書を提出していただく際は、運転免許証やパスポートなどの本人確認書類が必要となります。
・住所地への届出で氏や住所に変更のある方は個人番号カードをお持ちください。

2. 届書通数と戸籍全部事項証明書(謄本)の必要通数

届 出 地	戸籍全部事項証明書(謄本)の通数	届 書 通 数
夫と妻の本籍地の区役所(夫・妻とも同一区である場合)	必要ありません	1 通
夫の本籍地の区役所	妻の戸籍全部事項証明書(謄本) ……1通(※)	
妻の本籍地の区役所	夫の戸籍全部事項証明書(謄本) ……1通(※)	
夫・妻の本籍地以外の区役所	夫と妻の戸籍全部(夫…1通(※)、妻…1通(※))	

○ 戸籍全部事項証明書(謄本)は本籍地からとりよせてください。

※横浜市内の区役所に届出をする場合は横浜市内に本籍のある方に限り、戸籍全部事項証明書(謄本)は必要ありません。

3. 届出人の欄について

夫と妻が、旧姓で署名・押印してください。
*同じ印を左欄外にも押印(捨印)してください。

4. 証 人

成年の方2人の署名・押印を必要とします。家族・仲人夫婦等同じ氏の方が証人となる場合は、それぞれ異なった印鑑を押印してください。

5. 住所変更について

住所の異動届は、時間外は取扱っておりませんので、ご注意ください。
婚姻届と同時に、住所等を変更される方は、届書には新住所を記入して、次の届出を
あわせてしてください。(婚姻届だけでは、住所は変わりません。)

届	届出期間	届出人	必要な書類	備 考
転 入	転入または転居をした日から14日以内	本 人	転出証明書*	横浜市外から異動してきたとき
転 居	変更があった日から14日以内	また は 世 帯 主		横浜市内で住所を異動したとき
世帯変更	変更があった日から14日以内	世 帯 主		世帯主の変更、世帯の分離、世帯の合併等をしたとき

* 個人番号カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方であらかじめ付記転出届をした方は不要です。
○ 住所変更について、くわしくは戸籍課登録担当におたずねください。

6. そ の 他

- 婚姻をする方が20歳未満のときは父母の同意が必要ですから届書の「その他」の欄に父母の署名・押印をするか、同意書を作成してください。
- 印鑑登録されている方について、婚姻により氏が変わった時は、氏(旧姓)が入った登録印は抹消されます。

婚姻届の提出先については裏面をごらんください。

婚姻届の提出先

- 夫または妻になる方の、住所地または本籍のある区役所(市区町村)。
- 上記以外の区役所(市区町村)への提出など、詳しくは区役所戸籍課戸籍担当にお問い合わせください。
- 行政サービスコーナーでは受付できません。

受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:00
第2・第4土曜日 9:00～12:00
(休日、夜間等上記時間帯以外に婚姻届を提出される方は区役所におたずねください。)

区役所の案内

	所在地	電話番号
鶴見区役所戸籍課戸籍担当	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1700
神奈川区役所戸籍課戸籍担当	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7031
西区役所戸籍課戸籍担当	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8331
中区役所戸籍課戸籍担当	横浜市中区日本大通35	045-224-8291
南区役所戸籍課戸籍担当	横浜市南区浦舟町2-33	045-341-1115
港南区役所戸籍課戸籍担当	横浜市港南区港南4-2-10	045-847-8331
保土ヶ谷区役所戸籍課戸籍担当	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6231
旭区役所戸籍課戸籍担当	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6031
磯子区役所戸籍課戸籍担当	横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2341
金沢区役所戸籍課戸籍担当	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7731
港北区役所戸籍課戸籍担当	横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2251
緑区役所戸籍課戸籍担当	横浜市緑区寺山町118	045-930-2247
青葉区役所戸籍課戸籍担当	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2225
都筑区役所戸籍課戸籍担当	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2251
戸塚区役所戸籍課戸籍担当	横浜市戸塚区戸塚町16-17	045-866-8331
栄区役所戸籍課戸籍担当	横浜市栄区桂町303-19	045-894-8340
泉区役所戸籍課戸籍担当	横浜市泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2341
瀬谷区役所戸籍課戸籍担当	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5641

広告スペース

広告掲載申込書（広告付物品提供：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/ FAX	TEL	/FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	ご提供いただく 物品の名称	広告付「婚姻届の書き方」		
	広告内容			
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。		
個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ）		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・ 横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・ 横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・ 誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する・希望しない・登録済）